主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人白阪武の上告趣意中、憲法一四条違反をいう点は、原審において主張および判断を経ておらず、憲法三六条違反をいう点は、実質は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年三月二九日

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	岡	裁判長裁判官
		朝	上	村	裁判官
雄		信	Ш	/]\	裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官